

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年12月定例総会）

1. 開催日時 令和7年12月22日（月）午後1時25分から午後2時50分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	輕部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	19番	輕部 喜一

4. 欠席委員（2人）

3番	小菅 和彦
18番	手塚 裕一

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号農地移動適正化あっせん申し出について 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る意見について
	議案第6号農用地利用集積等促進計画作成の要請について
	議案第7号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

議案第8号耕作放棄地の非農地通知書交付について
議案第9号さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村松 貞往
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事補 小竹 敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻前ではありますがお揃いですのではじめさせていただきます。
3番 小菅 和彦委員、18番 手塚 裕一委員より欠席の報告をいただいております。
本日の出席委員は 17名ですので、定足数に達しております、総会は成立いたします。
では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

みなさんこんにちは、先月全国農業委員会会長代表者集会が開催されました。さくら市からは関職務代理者が参加しましたので報告いただきたいと思います。

○関委員

ただいま会長からお話がありましたとおり、11月27日に東京で全国農業委員会会長代表者集会に出席してまいりました
私の方からちょっと内容について報告させていただきます。この集会は毎年行われておりますが、令和8年度の農業関係の予算要望並びに事例発表が行われました。また、國井会長が栃木県出身というところもあるのかとも思いますが、栃木県選出議員に対して、衆議院議員会館で集会でお渡しした同じものとなるのですが、要請書を手渡しておりますことを報告いたします。

○会長(七久保)

ありがとうございました。
それでは、さくら市農業委員会12月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、会議に先立ちまして、11月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可 申請者 株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇の2件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ11月28日付けで許可相当の答申を受けたことをご報告いたします。

次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願ひいたします。

○1番 古澤一郎 委員

本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第4号が1件、第7号が1件、計2件でございます。詳細につきましは後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号が1件でございます。詳細につきましは後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号が2件、第2号が3件、第7号が2件、計7件でございます。詳細につきましは後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号が2件、第3号が5件、第7号が1件、第8号が2件、計10件でございます。詳細につきましは後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

8番の「閔 誠」委員、10番の「神山 智子」委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案1-1》

○議長(七久保)

議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より推薦願います。

○17番 大谷伸二 委員

あっせん委員としまして、5番 田崎次男 委員、17番 大谷伸二 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、5番 田崎次男 委員、17番 大谷伸二 委員を指名します。

《議案1-2》

○議長(七久保)

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第1号番号2番について、朗読して説明。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、

さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より推薦願います。

○17番 大谷伸二 委員

あっせん委員としまして、5番 田崎次男 委員、17番 大谷伸二 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、5番 田崎次男 委員、17番 大谷伸二 委員を指名します。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案2-1》

○議長(七久保)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲渡人○○さんから譲受人◇◇さんへ売買による所有権移転の案件であります。自家消費野菜の耕作とのことでなんら問題ないと考えます。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類および現地確認しております。なんら問題ないとということです。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案2-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人○○さんの土地を譲受人◇◇さんが自家消費野菜の耕作のための売買となりますが、なんら問題ないと考えます。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類および現地確認しております。なんら問題ないと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案2-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号3番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人○○さんから譲受人◇◇さんへ譲渡ということですけれども、これまでも◇◇さんが耕作している農地でありますので特に問題ないと思います。

21日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しております。現状に問題ないと考えております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案2-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号4番にを議題に供します。

○19番 軽部 喜一 委員

議案第2号 番号4番につきましては、当時者であるため退席いたします。つづきまして、議案第2号 番号5番につきましても同様であります。

○議長(七久保)

議案第2号 番号4番から5番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である19番「軽部 喜一 委員」の退席を許可します。

【19番 軽部 喜一 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号4番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図2-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人○○さんから譲受人◇◇さんへ売買により所有権移転という案件でございます。譲渡人から農地を整理したいという事での案件でございます。

21日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案2-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号5番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図2-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

事由的には前の案件と同じ様な形で、譲渡人から申請を受けまして譲受人が引き受けたというものになります。特に問題ないと思います。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号5番については、原案どおり承認されました。
19番「軽部 喜一 委員」の着席を願います。

【19番 軽部 喜一 委員 着席】

《議案2-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号6番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号6番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○14番 小堀 義明 委員

案内図2-6をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人○○さんは、申請地の北側の家の方が農地として使っていたのですが、平成○○年ぐらいに転居し、それ以降譲受人◇◇さんが管理してきました。この度、○○さんが高齢となり維持ができないということで申請に至りました。

19日に地元推進委員と現地確認を行い、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号6番について、承認される方の挙手を求めてます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号6番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

《議案3-1・3-2・3-3・3-4・3-5》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

議案第3号 番号1番から番号5番については、同一事業者による変更申請でありますので一括審議とさせていただきます。事務局の説明の後、各担当委員からそれぞれ説明いただきましてから質疑に入ります。

では、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号番号1番から番号5番について、朗読して説明。)

なお、いずれも農地区分は、番号1番、2番、3番については農用地、番号4番、5番については農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、営農型太陽光発電設備として許可を受けたものについての作付け作物の変更にかかる申請であり、内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

議案第3号 番号1番から番号2番の担当委員の説明をお願いします

○13番 軽部 俊典 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

大豆をやめて麦と緑肥にという案件であります。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

議案第3号 番号3番の担当委員の説明をお願いします

○6番 片岡 純雄 委員

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は3-1、3-2と同じです。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

議案第3号 番号4番から番号5番の担当委員の説明をお願いします

○7番 高木 るみ子 委員

案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は先の案件と同様です。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番から番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番から番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は農振農用地でありますが、不許可の例外「一時的な利用に供するために行うもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

事業計画ですが、○○株式会社が送電線の撤去を行うための一時転用になります。予定工期は、2025年11月から2026年3月までです。転用行為の必要性については、当電線路は低地上高設備であるため、安全、安定運行および感電防止を目的に電力会社から直接変電所へ供給する受電形態に変更するとゆうことで、送電線路を撤去するため周辺農地を一時転用するものであります。

申請地の具体的な利用計画ですが、施工にあたり、キャスター・ゲート、ガードフェンスを設置し、隣接地に対する被害防止と人身に対する安全を確保するとのことで、工事完了後は周辺農地に影響が無いよう原状への復旧を行うということです。

周辺農地への被害防除対策ですが、特に影響はありません。工事用地内の雨水については自然浸透ですし、隣接する周辺の水田は自然排水であり特に問題はありません。

14日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案5》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

○19番 軽部 喜一 委員

議案第5号につきましては、当時者であるため退席いたします。

○9番 手塚 智枝子 委員

私も当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である9番「手塚 智枝子 委員」、19番「軽部 喜一 委員」の退席を許可します。

【19番 軽部 喜一 委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第9号 公告予定年月日は令和7年1月30日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画（公社）29件、再配分が1件です。
以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。

9番「手塚 智枝子 委員」

19番「軽部 喜一 委員」の着席を願います。

【9番 手塚 智枝子 委員 着席】

議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規程により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、行ってもよろしいか、お諮りするものでございます。

(議案第6号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号2番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号3番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号4番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号5番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号6番について、朗読して説明。)

なお、この議案の承認後、農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の内容が、地域計画の達成に資するかどうか、市農政課に意見照会し、その回答を栃木県農業振興公社へ提出することになっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

《議案 7-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第 7 号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域 第 2 種住居地域でありますので、第 3 種農地と判断し、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

17日に地元推進員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 7 号 番号 1 の 1 番については、原案どおり承認されました。

《議案 7-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第 7 号 番号 1 の 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.01haで、農業公共投資の対象となっていらない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○1番 古澤 一郎 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

担当員が欠席のため私から説明いたします。最近地籍調査が実施され、現在の登記簿上の持ち主○○さんの土地が、△△さんの敷地と一体利用されている状態で、こうなった原因として○○さんと△△さんの親が相続の際、境界がうまく伝わらない状態で双方の認識がずれ現在に至ったようです。今回、○○さんの方で境界を明確にしたいということで申請に至りました。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域 第2種住居地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」でありますので、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

養豚場のトラックの駐車場にするというものであります問題ないと考えます。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の4番について、承認される方の举手を求めます。

【全員举手】

○議長(七久保)

全員举手ですので、議案第7号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案7—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるものであり、農業担う者への新規追加者が4件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第8号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

《議案8-1》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第8号番号1番について、朗読して説明。)

森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であります。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図8-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

事務局の説明のとおりであります。

写真のとおり木が大きくなってしまっており非農地として問題ないかと思います。

16日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類および現地確認しております。

皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案8-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第8号番号2番について、朗読して説明。)

森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であります。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図8-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

こちらも先程と同様ですね。

写真のがありますのでご確認いただければと思います。

16日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類および現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号2番について、承認される方の挙手を求める

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第9号 さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について

《議案9》

○議長(七久保)

次に、議案第9号「さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

さくら市農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となるため、令和8年7月20日からの委員につきまして、令和8年1月6日を期限としまして、候補者の応募を行っております。

農業委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、市長が議会の同意を得て任命するとされておりますが、公正かつ公平を期すため、さくら市農業委員会の委員の選任に関する規則 第7条の規定により、市長は、推薦または応募があった者の選考に関して、さくら市農業委員会委員候補者選考委員会に意見を求めるものとし、選考委員会は市長の求めに応じて選考して、意見を報告することとしております。

選考委員会は、さくら市農業委員会委員候補者選考委員会規程 第3条により7名の委員で構成され、同条第2項第1号により「農業委員会から推薦を受けた農業委員会の委員2名」を委員会の委員とすることとなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員2名を推薦していただきますよう、お詫びいたします。以上です。

○議長(七久保)

ただいま、事務局より説明がありましたがどのように選出したらよろしいかご意見がありましたらお願いします。

○12番 石塚 良男 委員

氏家地区と喜連川地区で一人ずつ推薦してはどうでしょうか。

なお、推薦する委員につきましては、氏家地区、喜連川地区それぞれ、各委員で話し合いをして、決めればよろしいかと思います。

また、候補者の選考にあたりましては、公正かつ公平を期すため、今回、農業委員に応募されない方を選考するのが良いと思います。

○議長(七久保)

ただいま石塚委員より、氏家地区と喜連川地区で一人ずつ推薦をし、推薦する委員につきましては、氏家地区、喜連川地区それぞれ、各委員で話し合いをして決めたらどうか、という意見が出ましたが、ほかの意見はございますか。

【意見なし】

○議長(七久保)

ほかに意見がありませんので、氏家地区と喜連川地区で一人ずつ推薦をし、推薦する委員につきましては、氏家地区、喜連川地区それぞれ、各委員で話し合いをして、決めていただくということでおよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外ないようですので、これより暫時休憩といたしますので、各地区で話し合いをお願いします。

【暫時休憩】

○議長(七久保)

それでは会議を再開します。
各地区より候補者を発表願います。
まず、氏家地区からお願いします。

○1番 古澤 一郎委員

氏家地区につきましては、関 誠 委員を推薦します。

○議長(七久保)

喜連川地区につきましては、私、七久保が推薦されましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長(七久保)

それでは、選考委員として、関 誠 委員と 七久保 勉 委員 の2名を推薦することとしてよろしいでしょうか。賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員に 関 誠 委員と 七久保 勉 委員 を推薦することに決しました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号18番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号6番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後2時50分）